



うそ電話詐欺防犯情報

心当たりのないお金に関するメールや電話にご注意!!



実在する会社や、国の省庁等の公的機関などになりすました相手から、「未納料金がある」、「高額なお金をもらえる」など心当たりのない内容のショートメール(SMS)を受信した。記載された連絡先に電話したり添付されたURLをクリックしたことにより相手から料金や受取手数料等の支払いを要求されたなどの相談が多く寄せられています。

【架空料金請求詐欺に発展する代表的な事例】

- 未払い料金お支払いのお願い
- ご利用料金についてのご連絡があります。
- 本日中に下記の番号●●●-●●●●-●●●●にご連絡ください。

- ●億円が当選しました。
- 当選者全員が手続きをしなければ皆が受け取れなくなる。



この外、パソコンやスマートフォンでサイトなどを閲覧しようとした際に、突然「登録されました」、「動画をインストールしました 請求は〇〇円」などの表示が出た場合や、警告音とともに「パソコンに異常が見られる」、「ウイルスに感染した」、「●●●-●●●●-●●●●に電話をください」などの警告表示が出て画面が動かなくなった場合も要注意!

【連絡先の相手側が指示する代表的な支払方法】

「コンビニエンスストアで、〇〇という電子マネーカードを購入して、裏面記載の番号を教えてください。」
(又は「カードの番号を写真に撮ってメールで送付を。」)

※ 電子マネーカードを購入させて、その利用権利をだまし取る手口です。

電子マネー…の番号送れ?



それは詐欺です

【注意点】

上記のメールや警告表示のほか、融資や投資、副業に関するサイトなどの「うまい話」には気をつけましょう。

また、最近は、老人ホームへの入居の勧誘や入居権の譲渡等に関する不審な電話に関する相談も多く寄せられています。

うそ電話詐欺に発展してしまう可能性がありますので、身に覚えのない話、内容がよく分からない話、お金がからむ話は、相手の言うがままに対応せず、手続きをする前に必ず相談しましょう。

